

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 案件名 岐阜貿易情報センター
- 2 就業場所 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館第一棟
岐阜貿易情報センター
- 3 部署業務内容 輸出促進事業、海外進出支援事業、海外ビジネス情報提供支援事業(セミナー、貿易相談)
- 4 業務内容
- ・経理処理補助、経理データ作成
 - ・契約関連データベースへの入力等の経理処理に係る業務補助
 - ・経理データ作成、グラフ作成
 - ・月次活動レポート作成業務、その他資料、名簿作成
 - ・文書作成、データ入力作業、プレゼンテーション資料の作成補助
 - ・顧客データ管理、各種サービス手配補助
(会社名・担当者名・住所・メールアドレス・サービス概要など)の入力・変更、電話・メールによる内容確認、連絡業務
 - ・調報告書用の企業アンケート結果のデータ入力・集計作業・企業データ管理(Access使用)
 - ・庶務全般(コピーなど)
 - ・電話受付
 - ・来客対応
- 募集人数: 1 名
- 出張の有無: 無
- 残業:
- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| 法定内 | 244 | 時間程度見込まれる(契約期間内合計) |
| 法定外 | 280 | 時間程度見込まれる(契約期間内合計) |
- 5 派遣契約期間 2017年4月3日 ~ 2018年3月31日
- ※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 6 勤務時間 9:00 ~ 17:00
- (休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
- (勤務曜日) 月火水木金
- 7 派遣元の要件
- ①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
 - ②派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい
 - ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
 - ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
 - ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
 - ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
 - ⑦すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

8 派遣職員の必須要件

①社会人としての基礎を身につけていること

- ・職員(嘱託員・派遣職員含む)と協調して業務を遂行できること
- ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
- ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
- ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
- ・周りに不快感を与えない身だしなみであること
- ・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
- ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと

②データ取扱について迅速・正確性を有すること、また企業および個人情報保護の配慮ができること

③データの整理、書類整理について創意工夫を行いつつ丁寧かつ的確に対応できること

④対人関係(コミュニケーション、業務の受発注)においてスムーズに対応可能なこと

⑤資料コピー、発送業務等を厭わないこと

⑥下記OAについて、業務上の使用経験があること

OAスキル:	WORD	簡単な新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷
	EXCEL	データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ
	PowerPoint	既存プレゼン資料の加工・編集
	Access	既存DBへのデータ入力・レポート出力、クエリ操作が行えること
	その他	-
英語スキル:	レベル	特に無し
	使用内容	特に無し
	使用頻度	特に無し

9 その他の要望

細かい作業が多いので厭わず対応して下さる方、
アクセス操作、アクセスを使用したシステム改修が可能等パソコン、ソフトウェアに詳しい方

10 職場の環境

①岐阜貿易情報センター

役職者1名、職員3名、派遣職員3名

②主に所長と職員が業務に関する説明、指示を行う

③ロッカー、給湯施設、冷蔵庫等あり

11 その他

①代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

②派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以 上